

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 5 月27日
【発行者の名称】	小野谷機工株式会社 (Onodani Machine Co.Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇田 公郎
【本店の所在の場所】	福井県越前市家久町63- 1
【電話番号】	0778-22-2124
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大河内 栄誉
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	小野谷機工株式会社 https://www.onodani.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期中 連結会計期間	第54期中 連結会計期間	第52期	第53期
決算年月	2024年 2 月	2025年 2 月	2023年 8 月	2024年 8 月
売上高 (千円)	3, 817, 862	4, 116, 352	7, 092, 419	7, 018, 354
経常利益 (千円)	307, 332	336, 435	324, 458	389, 279
親会社株主に帰属する 中間（当期）純利益 (千円)	179, 257	228, 696	268, 099	278, 329
中間包括利益又は包括利益 (千円)	199, 984	244, 654	299, 228	290, 980
純資産額 (千円)	4, 591, 662	4, 888, 095	4, 402, 662	4, 682, 658
総資産額 (千円)	9, 735, 708	10, 245, 622	9, 057, 409	9, 551, 888
1株当たり純資産額 (円)	1, 251. 11	1, 332. 37	1, 200. 24	1, 276. 14
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	300 (—)	9 (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	48. 96	62. 46	73. 22	76. 01
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	47. 1	47. 6	48. 5	48. 9
自己資本利益率 (%)	3. 9	4. 8	6. 3	6. 1
株価収益率 (倍)	—	12. 5	—	10. 3
配当性向 (%)	—	—	4. 1	11. 8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	300, 221	537, 513	424, 424	550, 631
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△151, 242	△323, 307	△42, 968	△392, 631
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	296, 577	270, 850	△404, 788	40, 985
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高 (千円)	900, 732	1, 113, 659	455, 176	654, 161
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	301 〔16〕	308 〔17〕	299 〔20〕	300 〔18〕

（注） 1. 当社は第53期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、第52期中間連結財務諸表については記載しておりません。

2. 当社は2024年4月16日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、第52期の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の内容を記載しております。なお、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第52期は3円となります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式の上場が2024年7月11日であるため、それ以前については記載しておりません。また、第54期（中間）において期中での売買実績はなく該当株価がないため、中間決算日前直近の日における株価を用いて算定しております。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

6. 第53期の連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、清稜監査法人により監査を受けております。

第52期の連結財務諸表及び第53期の中間連結財務諸表については株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、清稜監査法人により監査及び中間監査を受けております。また、第54期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、清稜監査法人により期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2025年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイヤサービス機器	191 [6]
タイヤ製造販売	117 [11]
合計	308 [17]

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

（2）発行者の状況

2025年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
191 [6]	40.9	12.4	4,977

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．当社はタイヤサービス機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における経済環境は、経済社会活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなかで、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、エネルギー及び原材料価格の高騰、および急激な為替の変動に加え、米国の経済政策の動向や地政学リスクの高まり等により、先行きの不確実性は高まる状況になっております。

このような状況の下、当社では昨年、東京証券取引所上場に併せて3か年の中期経営計画を策定しその中で掲げた各種指標を実現するため、取り巻く環境に迅速かつ柔軟に適応し、付加価値創造と顧客サービスを強化することに取り組みました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は4,116,352千円（前年同期比7.8%増）、営業利益は308,720千円（前年同期比26.1%増）となり、経常利益は336,435千円（前年同期比9.5%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は228,696千円（前年同期比27.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① タイヤサービス機器事業

タイヤサービス機器事業は、販売先の人手不足から高齢者・女性の活用が進みつつあり、作業負担軽減のニーズの高まりから高機能製品が伸長し、原料価格の高騰や人件費の上昇を吸収し、売上高は2,388,538千円（前年同期比9.2%増）、営業利益は169,070千円（前年同期比98.8%増）となりました。

② タイヤ製造販売事業

タイヤ小売業務およびリトレッド業務ともに昨年実施した価格改定が寄与するとともに、商品ミックスの向上に向け積極的に取り組んだ結果、計画どおりの売上を計上いたしました。一方、利益面ではリトレッド業務において主原料のゴム価格が高値推移したことによるマイナスインパクトが大きく、この結果、売上高は1,727,813千円（前年同期比6.0%増）、営業利益は129,830千円（前年同期比18.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,113,659千円となり、前連結会計年度末に比べ459,497千円増加いたしました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は537,513千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益348,535千円、仕入債務の増加140,663千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は323,307千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出310,661千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は270,850千円となりました。これは主に長期借入れによる収入1,030,000千円、長期借入金の返済による支出519,899千円等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（%）
タイヤサービス機器	1,579,375	107.4
タイヤ製造販売	310,436	114.5
合計	1,889,810	108.5

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．生産実績の金額は製造原価によっております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間におけるタイヤサービス機器事業の受注実績は、次のとおりであります。

なお、タイヤ製造販売事業は、主に需要予測に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
タイヤサービス機器	2,387,001	111.1	1,343,473	126.4

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同期比（%）
タイヤサービス機器	2,388,538	109.2
タイヤ製造販売	1,727,813	106.0
合計	4,116,352	107.8

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。

２．最近２中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合（%）	販売高(千円)	割合（%）
ブリヂストンリテールジャパン株式会社	564,014	14.8	638,082	15.5

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年11月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社グループがJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社グループ及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。)において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定めております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日の後最初に到着する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)まで定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判

断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(前条第2号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑱ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

(1) タイヤサービス機器事業

- ① 小野谷機工株式会社は、現在および今後の自動車産業のAIやEV化による発展に伴うタイヤの革新による技術革新、物流業界の運転手の残業規制、自動車整備業界を巡る人手不足の解決を図る「軽労化」「自動化」に取り組んでおります。業界の技術や課題を解決するための、ソリューション営業を実践しております。
- ② 商品開発本部にて、TBチェンジャー、PCチェンジャー、ホイール balancer、タイヤサポート機械、ロードサービスカー、環境機器の班に分かれ、市場ニーズをリサーチし、製品開発を行なっております。また、最新技術を取得するために、国立大学法人福井大学工学部、公立小松大学生産システム科学部との共同研究も行っております。

なお、当中間連結会計期間における当セグメントの研究開発費の金額は54,591千円であります。

(2) タイヤ製造販売事業

当セグメントに係る研究開発活動はありません。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間における主要な設備の異動は、「2 【設備の新設、除却等の計画】」に記載のとおりであります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月	完成後の 増加能力
北陸リトレ ッド㈱	タイヤセンター武生 (福井県越前市)	タイヤ製造 販売	店舗	212,136	2025年2月	—

(注) 完成後の増加能力につきましては、合理的に算定できないため記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2025年5月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,500,000	1,198,000	7,302,000	7,302,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
計	8,500,000	1,198,000	7,302,000	7,302,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年9月1日～ 2025年2月28日	—	7,302,000	—	68,000	—	52,000

(6) 【大株主の状況】

2025年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
三村 健二	福井県越前市	2,473,500	67.55
三村 昌之	福井県越前市	1,064,000	29.06
ほくほくキャピタル株式会社	富山県富山市中央通り1丁目6-8	38,400	1.05
株式会社福井銀行	福井県福井市順化1丁目1-1	25,600	0.70
平山 勝康	福井県越前市	21,700	0.59
吉岡幸株式会社	福井県福井市宝永3丁目22-5	12,800	0.35
轟産業株式会社	福井県福井市毛矢3丁目2-4	12,800	0.35
カラヤ株式会社	福井県越前市中央2丁目6-5	12,800	0.35
計	—	3,661,600	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,640,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,661,600	36,616	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,302,000	—	—
総株主の議決権	—	36,616	—

② 【自己株式等】

2025年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小野谷機工株式会社	福井県越前市家久町63-1	3,640,400	—	3,640,400	49.9
計	—	3,640,400	—	3,640,400	49.9

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2024年9月から2025年2月については、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日以後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は以下のとおりであります。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	左膳妥友	2025年4月13日 (逝去による退任)

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名、女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、清稜監査法人による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	743,285	1,223,983
受取手形、売掛金及び契約資産	883,446	977,135
電子記録債権	333,718	286,572
商品及び製品	646,648	504,914
仕掛品	342,139	354,308
原材料及び貯蔵品	578,404	639,171
その他	60,561	73,978
流動資産合計	3,588,202	4,060,064
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,577,408	1,946,854
機械装置及び運搬具（純額）	482,086	488,037
工具、器具及び備品（純額）	23,084	38,677
土地	3,326,728	3,326,728
建設仮勘定	225,035	38,083
その他（純額）	2,062	862
有形固定資産合計	5,636,405	5,839,242
無形固定資産		
のれん	12,118	11,252
その他	21,787	20,668
無形固定資産合計	33,906	31,921
投資その他の資産		
投資有価証券	110,926	128,717
保険積立金	83,986	71,647
繰延税金資産	70,633	86,350
その他	27,827	27,677
投資その他の資産合計	293,374	314,393
固定資産合計	5,963,686	6,185,557
資産合計	9,551,888	10,245,622

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 8 月31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 2 月28 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	942,418	1,074,918
短期借入金	430,000	310,000
1 年内返済予定の長期借入金	834,540	841,223
1 年内償還予定の社債	20,000	20,000
未払費用	148,131	98,881
未払法人税等	45,496	140,306
未払消費税等	45,563	59,684
賞与引当金	70,178	65,180
リース債務	140,088	133,764
その他	213,083	170,492
流動負債合計	2,889,499	2,914,450
固定負債		
長期借入金	1,188,315	1,688,150
社債	50,000	40,000
退職給付に係る負債	312,295	318,992
役員退職慰労引当金	115,394	110,341
リース債務	292,010	265,656
その他	21,714	19,936
固定負債合計	1,979,730	2,443,077
負債合計	4,869,229	5,357,527
純資産の部		
株主資本		
資本金	68,000	68,000
資本剰余金	52,000	52,000
利益剰余金	5,013,635	5,206,311
自己株式	△492,202	△492,202
株主資本合計	4,641,432	4,834,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31,280	44,492
その他の包括利益累計額合計	31,280	44,492
非支配株主持分	9,945	9,494
純資産合計	4,682,658	4,888,095
負債純資産合計	9,551,888	10,245,622

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
売上高	3,817,862	4,116,352
売上原価	2,570,767	2,767,180
売上総利益	1,247,095	1,349,172
販売費及び一般管理費	※ 1,002,192	※ 1,040,452
営業利益	244,903	308,720
営業外収益		
受取利息	1	49
受取配当金	390	1,434
スクラップ売却益	7,255	6,268
保険解約返戻金	—	32,479
補助金収入	57,799	—
その他	7,491	5,578
営業外収益合計	72,938	45,810
営業外費用		
支払利息	10,506	15,462
その他	2	2,632
営業外費用合計	10,508	18,095
経常利益	307,332	336,435
特別利益		
投資有価証券売却益	—	11,326
固定資産売却益	—	772
特別利益合計	—	12,099
特別損失		
固定資産圧縮損	40,000	—
特別損失合計	40,000	—
税金等調整前中間純利益	267,332	348,535
法人税、住民税及び事業税	79,967	140,306
法人税等調整額	5,380	△23,214
法人税等合計	85,347	117,092
中間純利益	181,984	231,442
非支配株主に帰属する中間純利益	2,727	2,745
親会社株主に帰属する中間純利益	179,257	228,696

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
中間純利益	181,984	231,442
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	18,000	13,211
その他の包括利益合計	18,000	13,211
中間包括利益	199,984	244,654
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	197,257	241,908
非支配株主に係る中間包括利益	2,727	2,745

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 2 月 29 日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月 28 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	267,332	348,535
減価償却費	156,541	153,477
のれん償却額	865	865
賞与引当金の増減額(△は減少)	△10,213	△3,926
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	3,689	6,758
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	4,607	△5,052
受取利息及び受取配当金	△391	△1,484
支払利息	10,506	15,462
保険解約返戻金	—	△32,479
投資有価証券売却益	—	△11,326
固定資産売却益	—	△772
固定資産圧縮損	40,000	—
売上債権の増減額(△は増加)	△147,683	△48,099
棚卸資産の増減額(△は増加)	99,535	69,167
仕入債務の増減額(△は減少)	△8,416	140,663
未払費用の増減額(△は減少)	12,291	△50,513
その他	△82,709	△31,935
小計	345,955	549,339
利息及び配当金の受取額	391	1,484
利息の支払額	△10,506	△15,462
保険解約返戻金の受取額	—	47,578
法人税等の支払額	△35,619	△45,426
営業活動によるキャッシュ・フロー	300,221	537,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△19,200	△25,700
投資有価証券の取得による支出	—	△16,317
投資有価証券の売却による収入	—	29,961
有形固定資産の取得による支出	△136,247	△310,661
有形固定資産の売却による収入	5,000	772
無形固定資産の取得による支出	△795	△1,343
その他	—	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△151,242	△323,307
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	80,000	△120,000
長期借入れによる収入	770,000	1,030,000
長期借入金の返済による支出	△443,549	△519,899
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△88,888	△76,296
配当金の支払額	△10,984	△32,954
財務活動によるキャッシュ・フロー	296,577	270,850
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	445,556	485,056
現金及び現金同等物の期首残高	455,176	654,161
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△25,558
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 900,732	※ 1,113,659

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

当中間連結会計期間より、連結子会社の株式会社ブリヂストンショップ福井は決算日を12月31日から8月31日に変更しております。

この決算期変更により、当中間連結会計期間は、2024年9月1日から2025年2月28日までの6か月間を連結しております。

なお、当該連結子会社の2024年7月1日から2024年8月31日までの損益については、利益剰余金の増減として調整しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
給料手当及び賞与	409,983 千円	426,209千円
賞与引当金繰入額	40,582 千円	43,280千円
退職給付費用	12,944 千円	12,314千円
役員退職慰労金引当繰入額	4,607 千円	6,247千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
現金及び預金	995,055千円	1,223,983千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△94,322千円	△110,323千円
現金及び現金同等物	900,732千円	1,113,659千円

(株主資本等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円) (注) 1	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年11月15日 定時株主総会	普通株式	10,984	300.00	2023年8月31日	2023年11月16日	利益剰余金

(注) 1. 2024年4月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月26日 定時株主総会	普通株式	32,954	9.00	2024年8月31日	2024年11月27日	利益剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前中間連結会計期間（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結損益 計算書計上額 (注)
	タイヤサービス 機器	タイヤ製造販売	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,187,297	1,630,565	3,817,862	—	3,817,862
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,187,297	1,630,565	3,817,862	—	3,817,862
セグメント間の内部売上高 又は振替高	21,131	18,024	39,155	△39,155	—
計	2,208,428	1,648,589	3,857,018	△39,155	3,817,862
セグメント利益	85,042	159,860	244,903	—	244,903

(注) セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結損益 計算書計上額 (注) 2
	タイヤサービス 機器	タイヤ製造販売	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,339,786	1,727,813	4,067,600	—	4,067,600
その他の収益	48,752	—	48,752	—	48,752
外部顧客への売上高	2,388,538	1,727,813	4,116,352	—	4,116,352
セグメント間の内部売上高 又は振替高	56,963	10,545	67,508	△67,508	—
計	2,445,501	1,738,359	4,183,861	△67,508	4,116,352
セグメント利益	169,070	129,830	298,901	9,818	308,720

(注) 1 セグメント利益の調整額9,818千円は、セグメント間取引消去等であります。

2 セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年9月1日 至 2024年2月29日)	当中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)
1 株当たり中間純利益	48.96円	62.46円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	179,257	228,696
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	179,257	228,696
普通株式の期中平均株式数(株)	3,661,600	3,661,600

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2024年4月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当該株式分割が前中間連結会計期間の期首に行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月27日

小野谷機工株式会社

取締役会 御中

清稜監査法人

大阪事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 井 上 達 也

指定社員

業務執行社員

公認会計士 寶 角 智

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている小野谷機工株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年9月1日から2025年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小野谷機工株式会社及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。